

(趣旨)

第1条 この規則は、東海村スポーツ施設条例(平成17年東海村条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

第2条 指定管理者の指定の手続は、条例第6条及び東海村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則(平成17年東海村規則第36号)の定めるところによる。

(使用の申請)

第3条 条例第2条に掲げる施設(以下「スポーツ施設」という。)を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、東海村スポーツ施設使用申請書(様式第1号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 使用者は、スポーツ施設を使用しようとする日の属する月の前月の最初の開業日から使用しようとする日の前日までに申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用の許可等)

第4条 指定管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、条例第8条の規定により使用を許可する場合は、東海村スポーツ施設使用許可書(様式第2号)を使用者に交付し、使用を許可しない場合は、東海村スポーツ施設使用不許可書(様式第3号)を交付するものとする。

(使用料の納付)

第5条 使用者は、条例第13条に規定する使用料を前条の東海村スポーツ施設使用許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。

(個人の使用)

第6条 東海村総合体育館、東海村テニスコート及び東海スイミングプラザを個人で使用しようとする者は、第3条から前条までの規定にかかわらず、当該施設を使用しようとする当日に限り、使用料を納付し、使用券(様式第4号)の交付を受けることにより使用の申請及び許可があったものとする。

(物品販売等の申請)

第7条 条例第12条ただし書の規定により同条各号に掲げる行為の承認を受けようとする者は、物品販売等承認申請書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査し、承認(不承認)すると決定したときは物品販売等承認(不承認)決定通知書(様式第6号)により、使用者に通知するものとする。

(使用の変更申請等)

第8条 使用者は、許可を受けた事項を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに東海村スポーツ施設使用変更(中止)申請書(様式第7号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、許可(不許可)すると決定したときは東海村スポーツ施設使用変更(中止)許可書(様式第8号)を交付するものとする。

(継続使用できる期間)

第9条 使用者は、スポーツ施設を引き続き3日を超えて使用することはできない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 条例第13条第4項の規定による使用料の減免は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 村又は教育委員会が主催する行事等に使用する場合 全額
 - (2) 東海村スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という。)、スポーツ協会加盟団体又は東海村社会福祉協議会が全村的な規模で主催する行事等に使用する場合 全額
 - (3) 村立の保育所、幼稚園、認定こども園又は小中学校が教育課程の一環として体育行事等の目的のために使用する場合 全額
 - (4) スポーツ協会加盟団体が体育大会以外の目的で使用する場合 使用料の2分の1
 - (5) その他教育委員会が特に必要と認めた場合 教育委員会が別に定める額
- (平27教委規則7・令3教委規則4・一部改正)

(使用料の減免)

第11条 前条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、第2条の規定による使用の申請の際に、東海村スポーツ施設使用料減免申請書(様式第9号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、使用料の減免を承認(不承認)したときは、東海村スポーツ施設使用料減免承認(不承認)決定通知書(様式第10号)を使用者に通知するものとする。

(使用の許可の取消し等)

第12条 条例第9条の規定により、スポーツ施設の使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限させるときは、東海村スポーツ施設使用変更、停止、取消通知書(様式第11号)により使用者に通知するものとする。

る。

(使用料の返還)

第13条 条例第14条ただし書の規定による返還する額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用者の責めによらない事由により使用できなかったとき 全額
- (2) 教育委員会が、公益上その他やむを得ない事由により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき 教育委員会が別に定める額

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(東海村総合体育館設置及び管理に関する条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 東海村総合体育館設置及び管理に関する条例施行規則(昭和57年東海村教育委員会規則第5号)
- (2) 東海村民プール設置及び管理に関する条例施行規則(昭和59年東海村教委規則第3号)
- (3) 東海村テニスコート設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年東海村教育委員会規則第3号)
- (4) 東海村南中学校夜間照明グラウンド設置及び管理に関する条例施行規則(平成16年東海村教育委員会規則第8号)
- (5) 久慈川河川敷運動場の設置及び管理に関する規則(昭和55年東海村教育委員会規則第1号)

(経過措置)

3 この規則の施行前に前項の規定により廃止前にされた使用の申請及び許可その他の行為は、この規則の相当規定にされたものとみなす。

附 則(平成27年教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の東海村立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の規定及び第2条の規定による改正後の東海村スポーツ施設条例施行規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

東海村スポーツ施設使用申請書

使用者の 情報	申請の種類別	☐ 団体		☐ 個人									
	団体名			利用種目									
	① 団体の代表者	氏名	電話番号	TEL — —									
		住所		〒 —									
	② 窓口に来た方	☐ ①と同じ		①以外は下記に記入してください。									
		氏名	電話番号	TEL — —									
		住所		〒 —									
	③ 当日の責任者	☐ ①と同じ ☐ ②と同じ		①・②以外は下記に記入してください。									
		氏名	電話番号	TEL — —									
使用条件 データ	※減免の有無	☐ 有(☐ 50% ☐ 100%)		☐ 無									
	入場料の徴収	☐ 無		☐ 有(— 円)									
	参加予定人数	合計	名(男	名 女	名)								
使用目的	☐ 練習 ☐ レクリエーション	名称											
	☐ 大会 ☐ 公共団体行事												
使用備品	☐ その他												
	☐ 卓球台	台	☐ バドミントンセット	式	☐ バレーボールセット	式							
	☐ マイクセット	式	☐ 机	台	☐ イス	個							
	☐ テニスセット	式	☐ サッカーセット	式	☐ 河川敷トイレカギ	No.							
	☐ その他 (詳細)												
☐ 総合体育館 ☐ 東海南中学校夜間照明グラウンド ☐ スイミングプラザ													
使用日	使用区分				使用場所	コート区分				※使用料金			
	午前	午後	夕方	夜間		A	B	C	D				
年 月 日()	☐	☐	☐	☐	メ	サ	格	弓	☐	☐	☐	☐	
年 月 日()	☐	☐	☐	☐	メ	サ	格	弓	☐	☐	☐	☐	
年 月 日()	☐	☐	☐	☐	メ	サ	格	弓	☐	☐	☐	☐	
年 月 日()	☐	☐	☐	☐	メ	サ	格	弓	☐	☐	☐	☐	
年 月 日()	☐	☐	☐	☐	メ	サ	格	弓	☐	☐	☐	☐	
年 月 日()	☐	☐	☐	☐	メ	サ	格	弓	☐	☐	☐	☐	
年 月 日()	☐	☐	☐	☐	メ	サ	格	弓	☐	☐	☐	☐	
年 月 日()	☐	☐	☐	☐	メ	サ	格	弓	☐	☐	☐	☐	
☐ テニスコート ☐ 河川敷運動場 (☐ 外宿 ☐ 内宿)													
使用日	使用時間	使用する面										※使用料金	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
年 月 日()	時～ 時	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		
年 月 日()	時～ 時	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		
年 月 日()	時～ 時	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		
年 月 日()	時～ 時	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		
備考1 メ：メインコート サ：サブコート 格：格技場 弓：弓道場		※減免率	☐ 50%	☐ 100%	※合計金額								
備考2 ※印の欄は記入しないで下さい。													
指定管理者 様 上記のとおり申請します。		申請日		年 月 日		許可日		年 月 日					

年 月 日

東海村スポーツ施設使用不許可書

様

指定管理者 印

年 月 日付けで申請のあったスポーツ施設の使用については、次のとおり使用を不許可としたので、東海村スポーツ施設条例施行規則第4条の規定により通知します。

使用施設名	
使用年月日 及び使用時間	年 月 日 時 分～ 時 分
使用不許可の理由	東海村スポーツ施設条例第8条第 号に該当

(教示)

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、東海村長に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、指定管理者を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、指定管理者を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号(第6条関係)

使用券 ¥ 円	No. 使用券 ¥ 円
---	--

様式第5号(第7条関係)

物 品 販 売 等 承 認 申 請 書

年 月 日

東海村教育委員会 様

次のとおり物品販売等の承認を申請します。

申 請 者	氏 名 (団体名及び 代表者名)	
	住 所	
	連絡先(電話)	

使 用 施 設 名	
使 用 年 月 日 及 び 使 用 時 間	年 月 日 時 分～ 時 分
販 売 等 の 目 的	
販 売 等 の 種 類	
備 考	

様式第6号(第7条関係)

物品販売等承認(不承認)決定通知書

年 月 日

様

次のとおり物品販売等を承認(不承認)します。

申 請 者	氏 名 (団体名及び 代表者名)	
	住 所	
	連絡先(電話)	

東海村教育委員会 印

使 用 施 設 名	
使 用 年 月 日 及 び 使 用 時 間	年 月 日 時 分～ 時 分
販 売 等 の 目 的	
販 売 等 の 種 類	
備 考	(条件等)

様式第7号(第8条関係)

東海村スポーツ施設使用変更(中止)申請書

年 月 日

指定管理者 様

下記のとおり東海村スポーツ施設の使用の変更(中止)を申請します。

申 請 者	氏 名 (団体名及び 代表者名)	
	住 所	
	連絡先(電話)	

使用許可番号				
変 更 内 容	変更前		変更後	
使用器具及び 数 量 の 変 更	変更前		変更後	
変更(中止)理由				
納付済使用料		円		
※ 過 不 足 額	不足額	円	還付額	円
備 考				

※欄は記入しないこと。

様式第8号(第8条関係)

番号第 号
年 月 日

東海村スポーツ施設使用変更(中止)許可書

申 請 者	氏 名 (団体名及び 代表者名)	
	住 所	
	連絡先(電話)	

次のとおりスポーツ施設の使用の変更(中止)を許可します。

指定管理者 印

使用許可番号				
変 更 内 容	変更前		変更後	
使用器具及び 数 量 の 変 更	変更前		変更後	
変更(中止)理由				
納付済使用料	円	変更後の使用料	円	
※ 過 不 足 額	不足額	円	還付額	円
備 考				

様式第9号(第11条関係)

東海村スポーツ施設使用料減免申請書

使 用 者 の 情 報	申請の種別	☐ 団体 ☐ 個人			
	団 体 名			利用種目	
	① 団体の代表者	氏名	電話番号		TEL — —
		住所		〒 —	
	② 窓口に来た方	☐ ①に同じ			
		氏名	電話番号		TEL — —
	③ 当日の責任者	☐ ①に同じ			
		氏名	電話番号		TEL — —
			住所		〒 —
	減免率	☐ 50% ☐ 100%			
申請の理由	☐ 東海村・東海村教育委員会が主催する場合 ☐ 指定管理者が主催する場合 ☐ 東海村スポーツ協会が主催する場合 ☐ 東海村社会福祉協議会が主催する場合 ☐ 東海村スポーツ協会加盟団体が主催する大会 ☐ 村内の保育所、幼稚園、小中学校が教育の一環として使用する場合 ☐ 東海村スポーツ協会加盟団体が大会以外に使用する場合 ☐ その他				

東海村教育委員会 様

上記のとおり申請します。

申請日 年 月 日

許可日 年 月 日

様式第10号(第11条関係)

(令3教委規則4・一部改正)

様式第10号(第11条関係)

東海村スポーツ施設使用料減免承認(不承認)決定通知書

使 用 者 の 情 報	申請の種別	☐ 団体 ☐ 個人			
	団 体 名			利用種目	
	① 団体の代表者	氏名	電話番号		TEL — —
		住所		〒 —	
	② 窓口に来た方	☐ ①に同じ			
		氏名	電話番号		TEL — —
	③ 当日の責任者	☐ ①に同じ			
		氏名	電話番号		TEL — —
			住所		〒 —
	減免率	☐ 50% ☐ 100%			
申請の理由	☐ 東海村・東海村教育委員会が主催する場合 ☐ 指定管理者が主催する場合 ☐ 東海村スポーツ協会が主催する場合 ☐ 東海村社会福祉協議会が主催する場合 ☐ 東海村スポーツ協会加盟団体が主催する大会 ☐ 村内の保育所、幼稚園、小中学校が教育の一環として使用する場合 ☐ 東海村スポーツ協会加盟団体が大会以外に使用する場合 ☐ その他				

上記のとおり使用料の減免承認(不承認)を決定したので通知します。

年 月 日

東海村教育委員会 印

様式第11号(第12条関係)

(平29教委規則2・一部改正)

様式第11号(第12条関係)

第 号
年 月 日

東海村スポーツ施設使用
変更
停止 通知書
取消

様

指定管理者 印

年 月 日付けで申請のあったスポーツ施設の使用については、使用の(変更・停止・取消)を決定したので、東海村スポーツ施設条例施行規則第12条の規定により通知します。

使 用 施 設 名	
使 用 年 月 日 及 び 使 用 時 間	年 月 日 時 分～ 時 分
使用不許可の理由	東海村スポーツ施設条例第9条第 号に該当

(教示)

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、東海村長に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、指定管理者を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、指定管理者を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。